

令和5年第1回定例会議事日程（第2号）

令和5年3月3日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第2号 吉富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第3 議案第3号 吉富町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 吉富町福祉的給付金支給条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 吉富町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 吉富町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第15 議案第15号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 議案第16号 令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第17号 令和4年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第18号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）について
- 日程第19 議案第19号 令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第20号 令和5年度吉富町一般会計予算について
- 日程第21 議案第21号 令和5年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第22 議案第22号 令和5年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第23号 令和5年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第24 議案第24号 令和5年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第25 議案第25号 令和5年度吉富町下水道事業会計予算について
- 日程第26 議案第26号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 請願第1号 国に対し消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出に関する請願

令和5年第1回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和5年3月3日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 3月3日 10時00分
 応 招 議 員 1番 角畑 正数 6番 太田 文則
 2番 向野 倍吉 7番 梅津 義信
 3番 中家 章智 8番 岸本加代子
 4番 矢岡 匡 9番 横川 清一
 5番 山本 定生 10番 是石 利彦
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121	町 長 花畑 明	上下水	奥家 照彦
条の規定により説明	教 育 長 江崎 藏	地域振興課長	軍神 宏充
のため会議に出席し	未来まちづくり課長 和才 薫	教 務 課 長	小原 弘光
た者の職氏名	総務財政課長 奥本 仁志	建 設 課 主 幹	南 博己
	住 民 課 長 石丸 順子	吉富あ	友田 哲也
	税 務 長 岩井 保子	危機管理室長	梅林 正典
	福祉保険課長 別府 真二	検査会計室長	奥本 恭子
	子育て健康課長 石丸 貴之	吉富保育	鍛治 淳子

本会議に職務のため 局 長 鍛治 幸平
 出席した者の職氏名 書 記 西岡 恵

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事に入ります前ではございますが、福祉保険課長から、議案書及び附属資料の訂正をしたい旨の申出がありました。

福祉保険課長の発言を許可いたします。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 発言のお時間をいただきまして、ありがとうございます。誠に申しわけございません。

○議長（是石 利彦君） 着座でどうぞ。

○福祉保険課長（別府 真二君） 本日、定例町議会に提案しております議案第6号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文字の脱落がございましたので、訂正をお願いいたします。

お配りしております正誤表をお願いします。

議案書の20ページ、別表2中の14の段、「吉富町福祉的給付金支給条例による敬老祝金の支給及び介護手当の支給に関する事務によって附則で定めるもの」とするところを、「吉富町福祉的給付金支給条例による敬老祝金の支給に関する条例、規定、規則で定めるもの」としており、「敬老祝金の支給」の後に続く「及び介護手当の支給」が脱字した内容となっております。

議案書20ページ、別表2中の14の段、「敬老祝金の支給」の次に、「及び介護手当の支給」の9字の追加訂正をお願いいたします。誠に申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ただいま、福祉保険課長から発言がありましたが、内容のとおり、議案第6号の訂正を承認いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議はございませんので、議案第6号の訂正は承認されました。議事を進めます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、横川議員、角畑議員の2名を指名いたします。

日程第2．議案第2号 吉富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、議案第2号吉富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 着座にて説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

吉富町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

この条例の制定は、個人情報の保護に関する法律の一部改正等により、これまで、国や民間事業者、地方公共団体が国の指針等によりそれぞれ規定しておりましたものの、同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し、必要な事項を定める必要が生じたため、本条例案を提案するものです。

議案書2ページをお願いいたします。

条例の各条につきまして、内容を要約をして説明をさせていただきます。

第1条、趣旨でございます。ここでは、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めることといたしております。

第2条では、定義として、実施機関と、使用する用語は法の施行令で使用する用語とする旨の規定をいたしておるところです。

次に、3条です。3条では、不開示情報についての規定をいたしており、法では公務員の職及び氏名について、職については、個人が特定される場合も開示することとなっておりますが、本町の既存の情報公開条例との整合性を図るため、公務員の氏名についても、当該個人の権利利益を不当に害するおそれなければ開示することという旨の規定をいたしておるところです。

第4条です。第4条では、開示決定等の期限を定めており、法では30日以内となっているところを、従前の条例どおり15日以内と短縮した規定としており、第2項では、正当な理由がある場合に限り、30日以内に限り延長することができることといたしております。これは、町のほうで、独自に短縮の規定として定めております。

第5条です。開示期限の特例とし、個人情報著しく大量であるなどし、45日以内に開示できない場合には、相当の部分までを開示した上で、残りの部分については、書面で理由や決定期限を通知することができるという規定をいたしております。

第6条では、訂正決定の期限、第7条では、利用停止決定期限につきましても、法では30日以内となっているところを、従前どおり15日以内へと短縮する規定としており、事務処理上困難な理由がある場合等については、30日以内まで延長することができることといたしております。

これも、先ほどと同じく、従前の規定どおり15日に短縮する吉富町独自の規定を設けております。

続いて、8条をお願いします。手数料についてです。こちらは、町で定める規定となっております。ここでは、後ほど、議案第4号でも御説明いたしますが、本町の手数料条例2で、公文書及び図面等の閲覧は1件200円としているところですが、情報公開は当然の権利との考え方から、今回無料とする規定を設けております。ただし、コピー等の費用については負担していただくこととしております。

第9条です。第9条では、この条例の施行、この条例の実施のため、必要な事項は別に定めることとし、規則等で規定をする予定といたしております。

4ページをお願いいたします。

附則としまして、第1条、この条例は法の施行に併せ、令和5年4月1日から施行します。

第2条では、本条例の施行により、従前の個人情報保護条例は廃止といたします。

第3条では、経過措置としまして、施行日の前日までの旧条例に基づく守秘義務や罰則規定は、従前の例によることと定めております。

第4条から第7条までの、そちらにあります各条例の一部改正につきましては、法への一元化に伴う町の条例から法の条文への読替えや経過措置の規定となっております。それぞれの内容は従前の規定内容と変わりはありません。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（是石 利彦君） これから質疑に入ります。

質疑に当っては自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数は同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。なお、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」との発声の後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本案に対して、御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。

3ページの第7条の……。

○議長（是石 利彦君） マスクを外してください。マスク。

○議員（8番 岸本加代子君） 3ページの第7条の利用停止決定等の期限というのがあるんですけども、この利用等はどういうことになるんでしょうか。利用停止とはどういうことなんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 利用停止と利用停止決定との期限と申しますのは、個人情報の中で、町が保有する個人情報を開示をしたりとか、あと、その利用をすることについて、その利用を停止をしていただきたいと、そういった申出があったときに、そういった審査をして、それを停止するのを決定するまでの期間という、そういったことになりましたが。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 期間のことはいいんですけど、どういう場合が想定されているんですか。ちょっと、よく分からないので、それについて。

要するに、町が保管している個人情報を、例えば、私なら私の情報について、それは開示しないでくれとか、何か利用したい、それを……、ちょっと、すみません。本当によく分からないのでお聞きしていますけども。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 実際の、なかなか、これ、具体的に、事前にでは、今まではないんですが、今、議員がおっしゃったように、町が保有する個人の情報について、利用の方法というのは、いろんなことがあろうと思います。

それについて、ちょっと具体的には、私もすみません。ぱっとここで、具体例は出て来ないんですが、町が保有をしている個人に関する全ての情報です。そういったものを、町が今現在、いろいろな形で利用していると思うんです。その利用について、停止をしていただきたいというような申出が出た場合、すみません、ちょっと具体例が、こちら、ちょっと私も思いつかないんですが、いろいろな事項があろうかと思うんですが、そういったことに関しての提出の申出があったというふうに考えております。すみません。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） ちょっと、先ほどの説明で、まだびんとこないところがあるんですけども、手数料のところですか。

例えば、下に手数料の機械がありますが、どの部分でなくなるかってあるんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 具体的には、公文書の閲覧という、ちょっと私、機械のところ、具体的にどういう表示が出ているのか、今、ここではちょっと分からないんですが、公文書を閲覧をする、そのときに1件200円というものがあれば、それは今後、もう不必要になってくる。この条例が可決いただければ不必要になってくる。

ひょっとすると、その他という項目の中で設けられているもの、その他1件200円という項目で、自動販売機のほうにはあるかもしれませんが、すみません。ちょっとそこは、確認ができ

ておりませんでした。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、総務文教委員会に付託した
いと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号吉富町個人情報の保護に関
する法律施行条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第3号 吉富町個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第3号吉富町個人情報保護審査会条例の制定についてを
議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 議案書の7ページをお願いいたします。

吉富町個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。

この条例は、先ほどの議案第2号吉富町個人情報の保護に関する法律施行条例に伴い、廃止さ
れます吉富町個人情報保護条例にて規定されておりました審査会について、その設置及び組織並び
に調査審議の手續等について定めるもので、従前の審査会に関する規定と大きく変わるところは
ございません。

8ページをお願いいたします。

各条につきまして、要約をして説明をさせていただきます。

第1条及び第2条では、設置の趣旨、設置要項を規定しております。

第3条では、用語の定義を規定しており、第1号では、諮問庁として、町長、教育委員会、選
挙管理委員会などの町の実施機関であることを規定しております。

第2号では、保有個人情報としまして、法に基づき開示すべきものとされた情報であるという
旨の規定をいたしております。

第4条では、所握事項として法に基づく開示請求、訂正請求、もしくは、利用停止請求に係る
不作為についての審査請求に関する事項について調査審議をすることといたしております。

第5条では、審査会、委員5人をもって組織することとしております。

第6条では、委員は優れた見識を有する者のうちから、町長が委嘱し、任期は2年とする旨等
の規定をいたしております。

第7条では、会長、副会長の選任や職務を規定をいたしております。

第8条では、審査会の調査審議、第9条では調査権限を規定しており、審査会は、町に対し保有個人情報の提示を求めることができ、それを拒んではならないので、審査に必要な場合は、関係資料の作成、提出を求めることができること、また、審査請求人に意見書等の提出を求めることや適当と認められるものに、その知っている事実を陳述させることなど、必要な調査を行うことができることといたしております。

第10条では、審査請求人等から申出があったときには、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないことや、許可を得て、補佐人と出頭することができる旨等の規定をいたしております。

10ページをお願いいたします。

第11条では、審査請求人等は審査会へ意見書または資料を提出することができることといたしております。

第12条では、提出された資料の写しの送付等について規定をしており、第1項では、町や審査請求人等から提出された意見書や資料の写しを、第三者の利益を害するおそれがない場合には、相手側にも送付するものとし、第2項では、審査会に提出された資料等について閲覧を求めることができること、第3項では、第1項、第2項の送付や閲覧の場合、その資料等の提出者の意見を聞かなければならないことと規定をしております。

第4項では、閲覧の日時、場所を指定することができる旨の規定をいたしております。

第13条です。審査会の調査審議の手続は公開しないものといたしております。

第14条では、審査請求に対する答申は、その答申書の写を双方へ送付するとともに公表するものといたしております。

11ページお願いいたします。

第15条では、この条例に定めるもののほか、審査会に対し、監視、必要な事項は規則で定めることといたしております。

第16条、罰則とし、審査会議員が規定に反して秘密を漏らした場合、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処する旨の規定をいたしております。

第2項では、前項の規定は、町の区域外において、同法の罪を犯した者にも適用することといたしております。なお、この罰則規定は、廃止条例、従前の廃止条例の内容と同等の規定を設けております。

附則でございます。第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2条の各項では、旧審査会の廃止に伴う経過措置を規定しており、空白を作らないため、旧審査会の委員は新条例による委員に委嘱されたものとすることや、旧審査会への諮問や審査を終

えていない諮問があった場合には、新審査会が引き継ぐ規定、審査委員の守秘義務や罰則規定についても、新条例施行後も、なお、従前の例によることといたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますよう、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対し、御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの全体的な説明の中で大きく変わることはないということだったんですけど、変わったところというのは、どういうところが为什么呢。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 変わったところは、ほぼございません。

○議員（8番 岸本加代子君） ないんですね。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） はい。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） ちょっと、ごめんなさい。基本的なことを、もう一個確認したいんですけど、以前、この吉富町個人情報保護審査会条例というのは吉富町にあったのかな、保護条例しか分からん、調べても分からんやったので、ちょっと、そこを確認したいんですけど。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 附属資料の1ページから、廃止をします吉富町個人情報保護条例という条例を記載させていただいています。その中の8ページを見ていただきたいんですが、8ページの第4章、第26条です。こちらの中で、吉富町個人情報保護審議会を置くという規定がございます。

設置の規定につきましては、この第26条の中で規定をいたしておりました。そして、それぞれの審議内容等については、この下についております規則等で定めておりました。

ですので、先ほど申しましたように、この26条、そして、今現在、定めておりました規則等、それと先ほどの罰則規定については、その後にあります30条から35条の、その中に罰則規定が入っておりましたので、それを、今度は新しい条例の中で、再度、体系化したという流れになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今言われたように、今までは、個人情報保護条例という中に項目で入っていた。それを、新たに今回、審査会という新規項目の条例をつくったということよろしいですか。その確認です。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 議員、おっしゃるとおりです。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑はございませんか。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） お尋ねします。8ページの5条、審査会は、委員5人によって組織する。6条で、優れた見識者のうちからという、うたっていますけれども、何を基準にするのか。例えば、弁護士さんとか、（「なかなか難しいです」と呼ぶ者あり）そういう業務について、仕事を長くたくさん、携わっていた方を雇うとか、何か基準があると思うんですけど、分かるように教えてください。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 明確な基準というのは設けておりません。今、議員がおっしゃっていましたように、例とすれば、そういった優れた知識を持っている、例えば弁護士さんであったり、司法書士さんであったり、そういった方たちが望ましいとは思っております。ただ、皆さんがそういった方々では、また一般の方の御意見というのも取り入れたいと思っておりますので、しっかりとした規定ではなくて、そういった方たちを含めて一般の見識を持っている方、一般の方も含めて、ここに書いております優れた見識を有する方という表現にさせていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号吉富町個人情報保護審査会条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第4. 議案第4号 吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第4、議案第4号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 議案書12ページをお願いいたします。

吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例は、先ほどの議案第2号吉富町個人情報の保護に関する法律の施行条例において、開示請求に係る手数料を無料にすることに併せて、今回、公文書及び図面等の閲覧の手数を無料にするものでございます。

議案書の13ページ、併せまして附属資料の15ページの新旧対象表をお願いいたします。新旧対象表のほうで説明をさせていただきます。

15ページの右にあります表、別表の中ほど、公文書及び図面等の閲覧1件200円を削ることにより、この手数料を無料とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行する。

以上でございます。御審議の上、御議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して、御質疑ありませんか。岸本議員。マスクをお取りください。どうぞ。

○議員（8番 岸本加代子君） 住民の側に立った、とても優れた施策だと思うんですけども、近隣はどうなっているんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 近隣につきましても、同じ考えです。ほとんどのところが、これは無料という形になるというふうにお聞きしております。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第5. 議案第5号 吉富町福祉的給付金支給条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第5、議案第5号吉富町福祉的給付金支給条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 議案書の15ページ、16ページをお願いします。

議案第5号吉富町福祉的給付金支給条例の制定について説明をいたします。

本条例は6条で構成されており、その条文の概要について御説明いたします。

第1条では、制定の目的について指定します。町民の福祉の増進及び処遇の向上を図るための給付目的を規定するものです。

第2条は、給付金の種類、受給資格及び給付額について、議案書16ページ、別表1として定めるものです。給付金の種類、受給資格の区分、金額については、それぞれ吉富町敬老金条例に規定する受給資格や金額、吉富町介護手当支給条例における受給要件や金額を別表1として整備するものです。

第3条は、受給資格の喪失に係る事由について、議案書16ページ、別表2として定めるものです。給付金の種類、受給資格の喪失事由については、同様に吉富町敬老金条例並びに吉富町介護手当支給条例における受給資格の喪失事由を別表2として整理したものです。

第4条は、権利の譲渡または担保の禁止に関する規定でございます。

次に、第5条、返還について規定しています。受給者による偽り、その他不正の手段による給付金の返還について定めるものです。

最後に第6条は、本条例の施行に関する必要事項については、町長の委任事項として規定するものです。

附則として施行期日、福祉的給付金とした統括整理に伴い、吉富町敬老金条例並びに吉富町介護手当支給条例について、それぞれを廃止する規定です。

この条例は令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対し、御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回の吉富町福祉的給付金支給条例を制定するに当たって、今、この対象者となる方々にとって、何か新たに何かすることがある。例えば、手続に行かな悪いかとか、今までと何か違うことがあるか、何かそういうことがあるか、そこら辺確認させてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） この後の第6号の条例改正と深く関わりがあるのですが、個人番号の利用というのは、原則として番号法に定められた基準に限定されているものです。

番号法第9条第2項の規定により、御承知のとおり、社会保障、地方税、防災に関する事務、その他これらに類する事務であって、自治体の番号条例で定める事務についても利用できるもの

として、新たに独自利用事務の情報連携を行う場合、あらかじめ特定個人情報保護評価等が必要になるという流れとなっています。

今回、社会保障の分野で福祉保険課が管理する分野としまして、障害福祉関係であったり、健康保険関係であったり、介護保険の関係については、それぞれ特別児童扶養手当、障害児通所給付金、介護給付費、それから国保、公費医療等の高額医療の償還金であったり、介護保険であると居宅介護サービス費、介護予防住宅改修費などが、その番号法9条第2項に規定されている利用できる事務であります。本町が進めている給付金の中で、現在、敬老祝金、それから介護手当の支給条例については、それぞれ多くの方々の手をお借りして、敬老祝金であれば、それぞれの方に手渡して渡していただく。介護給付費であれば、その支給の手續に必要な口座情報等が、申請書類の添付として求めているところではありますが、今回、この2つの手續が、先ほどの番号利用事務等の中で整備されない、町独自の運用している福祉的政策というところもありますので、今回、まとめたところで整備し、今後この、ただいま、ナンバーカードの普及のひもづけで、公金口座というところの手續も行われておりますが、今後、敬老祝金の給付については、その番号を利用されている方については、いわゆるプッシュ型といいますか、独自にこちらのほうで、必要なときに必要な情報を、口座情報を取って、口座に送り込みといいますか、支給できるような体制と、先ほどの介護手当であれば、あらかじめそういった登録している方であれば、そういった、口座情報の関係の番号であったりとか、銀行の情報であったりとかをお持ちする必要がなく、そこを選択できるような様式として改めることで、多少の手續の緩和というのにつながるものだろうと思つての改正です。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） すいません。別府課長、多分、第6号の説明のほうをしていただいたかと思うんですけど、要は今回の件で、別に今回対象になる方の手續、その人たちが何かする必要はないよということによかですね。いいですね。

○福祉保険課長（別府 真二君） 議員、おっしゃるとおりです。

○議長（是石 利彦君） いいですね。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じような感じなんですけど、つまりはマイナンバーカードを使って、そういった支給されるものが円滑に支給されるようにという、こういった意味での事務の効率化ということというふうに、理解してよろしいですか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 今後は番号を活用した様々な手續が展開するものと予想しています。

その番号を利用する事務の中にあるもの、ないもの、それぞれありますが、ないものについて、町が独自に福祉的政策として様々なアクティブ事務を行っているんですけど、これを包括して福祉的給付の要素の強いものをまとめたところで整備することで、今後、新たな福祉的給付の必要な支援について、条文の中で追加して改正するほうが、提供する側も、こういった支援がございましてということで、窓口で提案する際に提案しやすい環境であり、なお、受給する側についても、こういう口座情報を利用することで、手続が一部簡便化されるというのではなかろうか。

併せて、今後そういった紙での申請というところがだんだん減っていくということも想定されますので、その際でも、そういった口座手続等されている方については、今後利用されていくものだろうと考え、改めてそういった独自利用で進めている福祉的支援に伴う給付についてまとめることで、様々な手続の軽減につながるのではなかろうかというところでの設定です。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 事務の効率化というところでは分かったんですけど、周知の円滑化というところが、たしか町長の提案理由だと思うんですけど、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 現在、マイナンバーカードに附属した公金口座で利用できる事務の範囲が広がるということもございまして、そこで、福祉的給付が必要な方についても、なるべく先ほどの、そういった口座情報の手続の際に、必要な書類が減らせるような形の手続を、いろいろな形で関係される方にお知らせすることで、そういった事務の緩和といいますか、そういったところにつながるのではなかろうかと考えています。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号吉富町福祉的給付金支給条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第6号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供

に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第6、議案第6号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 議案書の17ページから20ページになります。附属資料の16ページから20ページも、併せてお願いします。

議案第6号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回の改正は、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第9条第2項に基づき、個人番号の利用範囲を定めた吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条で定めております個人番号の利用範囲について、別表1及び別表2に規定する、表中の利用する所属機関、利用事務、特定個人情報について、福祉的給付金条例における給付についても同様に規定するため、表中にそれぞれ追加する改正であります。

事案書の18ページをお願いします。併せて、附属資料の16ページもお願いいたします。

別表1中の機関項目の3、町長の次に、4、町長を加え、利用事務として、吉富町福祉的給付金支給条例（令和5年条例第 号）による敬老祝金の支給及び介護手当の支給に関する事務によって、規則で定めるものを加え、従前の4、教育委員会を5、教育委員会に改める。

18ページ、附属資料の18ページです。

別表2中の11、吉富町子ども医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって、規則で定めるもの。

その下です。12、吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの。

同じく、その下です。13、吉富町重度障害者医療の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるものの、それぞれ右の欄、この欄が特定個人情報の欄に記載する欄でございますが、それぞれの欄の地方税関係情報であって規則で定めるものの次に、公的給付支給等口座登録の関係情報であって、規則で定めるものを加え、13、吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって、規則で定めるものの次に、新たに実施機関を町長とする、14、吉富町福祉的給付金支給条例による敬老祝金の支給及び介護手当の支給に関する事務であって、規則で定めるものの中欄の事務として加えて、公的給付支給

等の口座登録関係情報であって、規則で定めるものを、上の欄の特定個人情報の欄に加えるものです。

議案書20ページです。

附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を始めます。本案に対し、御質疑ありませんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 今回の条例の一部改正は、マイナーバーカードとひもづけされている銀行口座を利用したの交付金給付を、正確かつ迅速に処理するための一部改正と理解してよろしいでしょうか。

それと、現在、本町のマイナーバーカードの申請率は70%を超えております。町民全員がマイナーバーカードを持つというのは、やはり難しいのではないかと考えられます。

カードのある人、ない人が混在して、事務作業がこれによって増えるのではと懸念していますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 議員おっしゃるとおり、番号利用事務にひもづく公金口座を活用した事務でございます。

次に、現在、マイナーバーカードの取得率というのは、70%近いところで運用されている状況ですが、今回の条例改正に基づいて、敬老祝金、それから介護手当の給付につきましては、今までの手続でやれる部分については、当然、今までの手続で行うわけですが、特に敬老祝金につきましては、自治会長等に様々なお手数をおかけして、それぞれの方々に届くような対応をしているところですが、今回、番号利用にひもづく公金口座というところの運用が令和4年10月11日から開始されたことによりまして、町の様々な福祉的給付金についても、同様の手続で運営していこうかと思っています。

先ほどの中で申し上げましたとおり、その利用事務の中で利用できない事務、いわゆる独自利用事務については、町が福祉的給付の要素の強い部分について包括的にまとめることによって、今後、番号利用事務の運用における公金口座を活用して、それぞれ必要な方々の口座に給付できる体制を取りたいと考えています。

今から考えるときに、必要な情報は必要なときに利用するということになるかと思えます。なるべく多くの情報を、町が事務の運用の中で保管するというのは、なかなか難しい状況が考えられます。

今までの介護手当の給付であれば、当然に、なお、今までと同様の申請書の提出というのを一

且求めなければならないのですが、その際に、公金口座、登録されている方については、公金口座の口座というところを選択していただければ、改めて口座情報等を、また窓口に持ってきていただいて提出していただく手続が一つあるのではなからうか。

将来的には、そういった紙での申請手続でないような運用も想定されますので、そこを想定したような体制の整理といいますか、条例で規定することによってスムーズに展開できるのではなからうかと思ひまして、今回改正しております。

敬老祝金については、そういった特定公金口座で登録されている方については、その口座で給付を行い、そういった口座を登録されていない方には、お手数をおかけすることになるのですが、それぞれ自治会長さんに、それぞれの方々のお手元にお届けしていただきたいなと思っております。

ただ、この部分については、様々な改善のところも必要かと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回の条例は、いわゆるマイナンバーカードを活用して、プッシュ式で、今後、出せるような形にしたいということで、これは大変いいことだと思うんです。手間が減って、もらう側も、いちいち今までみたいに役場に来て手続したりとか、郵送したりとか、そんな手間がなくなるのでいいと思うんです。

ただこれ、ちょっと僕、一つだけ考えている、思っていることがあって、マイナンバーカードというのは、マイナンバーカード申請は、たしか住所と向こうからもらってきた番号を書いて出せば、写真を出せばできるんですね。それだけしかないから、この間の2万円、5,000円、7,500円、7,500円のマイポイントをつけて、国が作りましようとなったり、公金利用を手続すると5,000円かなんかというポイントだったよね。

ということは、要は、あの中には銀行口座はマイナンバーカード申請には含まれてないんです、あの書類上は。後から手続なんで、これ、どうなのか。マイナンバーカードは普及率とかで、多分、役場のほうが把握していると思うんですけど、公金口座を登録した方というのは、町のほうでマイナンバーカード、今、何か何十%、うちは70%ぐらいかね。の中で、公金を登録している人が何%かというのは、町は分かるものなんですか。そこが、僕、心配なんですけど。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 町のマイナンバーの普及率というのは分かるんですけど、そのひもづけた率というのは、残念ながら分かりません。

ただ、国の全体での、そういったひもづけた率というのは、分かるというところを伺っています。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 2月末で終わったのかね、今回の申請のやつ。もう少し早くしとったら、住民の皆さんに、5,000円もらえる間に登録してくださいよというふうに普及させとけばよかったかなと思うんですけど。

とにかく、また国のほうが、またポイントかなんか、いろいろすると思うんで、町のほうも、これ、できればこういうふうに活用できますよ、今まで役場に来ないといけませんよ、もしかしたら知らないで、もらえんやったかもしれないものももらえますよみたいなこともうたって、マイナンバーカードの普及、そういうのをしてもらえるかどうか、ちょっと、そこだけお聞きしたいんです。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） マイナポイントの申請期限は、5月末までに延期をされております。2月末までに申請された方について対象となっておりますので、今後、駆け込みで申請された方などの交付がありますので、その際には、このような活用も始まりますということで、ぜひ周知をして、公金口座の登録もしていただけるように努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑がある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。議案第6号吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第7. 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

○議長（是石 利彦君） 日程第7、議案第7号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議案書、21ページをお願いいたします。

議案第7号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

妊娠や出産、育児等と仕事の両立を図るため、育児休業法や国家公務員の育児休業等に関する制度内容が改正されたことを踏まえ、本町職員についても、国家公務員の制度に準じて育児休業の制度改正を実施するため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条を追って改正内容の説明をさせていただきます。議案書は22ページからとなりますが、議会附属資料21ページからの新旧対照表を主に御覧いただければと思います。

新旧対照表21ページ、まず、第2条の改正になります。

この第2条は、育児休業法に基づき条例で育児休業をすることができない職員を定めるものですが、第3号で非常勤職員について定めております。この号に該当する職員以外の職員は育児休業ができない。つまり、この規定に該当する職員については育児休業ができるということになっております。

まず、改正前の第3号のアの（ア）に定めております、非常勤職員として引き続き在職した期間が1年以上という要件につきましては、これを廃止するため削除をいたします。

次に改正前の（イ）、改正後の（ア）について、子の誕生日から第3条の2に規定する期間、こちらが57日以内というふうになりますけれども、この間に父親が取得できる、いわゆる産後パパ育休といいますが、こちらの取得要件についての規定となっております。

これまで、子が1歳6か月になる日まで任用が続く可能性がある職員に限っておりましたが、その期間を短縮し、子の誕生日から57日後のそこから6か月を経過する日まで、つまり生後8か月まで任用が続く可能性があればよいというふうに要件を緩和するものでございます。

次に、新旧対照表の22ページでございます。片仮名のイの規定については、子の1歳到達時や自身の任期満了時に育児休業をしている非常勤職員についての規定でございます。

こちらは、他の改正に併せて条文の表現や構成の整備を行うための改正が中心となっております。規定の内容自体に大きな変更はございません。

次に、新旧対象表23ページ、第2条の3、第2号の法定等育児休業を地方等育児休業とする改正になりますが、こちらも国の示す条例の準則にならって表現を改めるものでありまして、言葉の意味に違いはございません。

次の24ページ、真ん中から下の第3号につきまして、非常勤職員の子が1歳以降、保育所の利用ができないなどの特別な事情があるために、1歳6か月到達日まで育児休業ができる場合の取得要件について規定をしておりますが、この要件を緩和するための改正となっております。

これまで、1歳6か月まで育児休業を行う場合は、1歳到達時において、職員またはその配偶者が育児休業をしており、その翌日から引き続き職員本人が育児休業をする場合に限り認められておりました。

この翌日から引き続き本人が取得するという要件につきまして、1歳到達日の翌日から配偶者が引き続き育児休業を行っていただければ、子が1歳6か月になるまでの途中で職員が交代をして育児休業を取得できるというふうに要件を緩和するものであります。

このことを25ページの片仮名のアの下から5行目の括弧書きの中で、その旨を新たに規定しているものでございます。

次の片仮名のイは、文言の修正や補足で内容に大きな変更はありません。

26ページをお願いいたします。

次の片仮名のエについては、子の1歳6か月までの育児休業取得要件の緩和による条文の改正に伴いまして、そのままでは1歳から1歳6か月までの間に複数回の育児休業を取得することも可能となってるんですけども、原則として、このエで、期間中は1回のみ取得可能であるということ新たに定めるものであります。

ただし、戻りますけれども、24ページの第3号の本文の括弧書きの中に記載があるんですけども、附則に定める特別の事情がある場合等については、その要件がさらに緩和され、片仮名の「ア」に定めております配偶者との交代の要件が不要となったり、期間中に複数回取得できないというエの規定も緩和され、複数回の取得も可能となったりすることなど、附則に定める特別な事情等があれば、より柔軟な育児休業の取得も可能となるということなどを定めております。

次に、26ページに戻っていただきまして、第2条の4の改正についてでございます。

第2条の4は、特に必要と認める場合に取得が可能な非常勤職員の子の1歳6か月以降2歳に達するまでの育児休業について、その要件を記載しております。

改正の主な内容は、配偶者との交代での取得が可能となることや特別な事情がある場合に複数回の取得など、より柔軟な育児休業の取得が可能となる改正でありまして、1歳から1歳6か月までの育児休業の要件の緩和と同一の内容となっております。

次の27ページ右下の、改正前の第2条の5の規定につきましては、法改正に伴い、改正後の第3条の2において規定をし直すため削除をいたします。内容に変更はございません。

次に、28ページを御覧ください。

次の第3条の改正は、常勤職員についての改正となります。

地方公務員育児休業法の改正により、これまで原則1回とされていた育児休業が、原則2回まで取得可能となります。これに伴いまして、条例の第3条で定めております「再度の育児休業が認められる特別の事情」、こちらの条文なんですけど、これは、「既に2回目の育児休業をした職員が3回目以降の育児休業を取得できる特別の事情」という形に、この条文が変わることになります。

このうち、改正前の第5号に規定しておりました「育児休業終了後3か月以上経過し、育児休

業等計画書により申出をする」といった要件につきましては、2回目の育児休業取得を行うための要件でありまして、法改正後はこういったものがなくても2回の育児休業ができるということになりますので、不要となりますので、削除をいたします。

その他の改正につきましては、削除に伴う号の繰上げや表現の修正となりまして、内容に大きな変更はございません。

次の29ページ、改正後の第3条の2の規定は、先ほど申し上げた改正前の第2条の5の規定と同じ内容を規定し直したものでございます。

次の第10条は、改正前の常勤職員の2回目の育児休業の要件として必要であった育児休業等計画書というものが不要となりましたので、それに伴う改正でございます。

続いて、第19条は、部分休業をすることができない職員の規定の改正でございます。これまで非常勤職員については、条例で明確な規定を設けておりませんでした。国家公務員の要件に合わせて、30ページに掲載をしております第2号として要件を新たに定めるものでございます。

同じく、30ページの第23条は、妊娠または出産等について職員から申出があった場合に、当該職員に対して育児休業に関する制度等を知らせ、当該職員の育児休業の取得の意向を確認するための面談、その他の措置を講じることを任命権者に義務づける規定を新たに設けるものでございます。

次の第24条は、育児休業の取得しやすい勤務環境の整備のため、第1号で職員への研修、第2号で相談体制の整備、第3号でその他勤務環境の整備に関する措置を、それぞれ任命権者に義務づける規定を新たに設けるものでございます。

なお、2つの条文を追加することに伴い、改正前の第23条は第25条に繰り下がることとなります。

最後に、議案書にお戻りいただきまして、25ページを御覧ください。

25ページ一番下、附則としまして、第1条で、この条例は公布の日から施行することとしております。

第2条で、経過措置としまして、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する規定の適用については、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号は、総務文教委員会に付託した

いと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開はこの時計で15分をお願いいたします。

午前11時07分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第8. 議案第8号 吉富町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第8、議案第8号吉富町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長より内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 議案書27ページをお願いいたします。

吉富町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）が、令和4年6月22日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正され、本条例において引用する法律の条にずれが生じているため、これらを改めるものでございます。

それでは、内容の説明を行います。

議案書28ページをお願いいたします。併せて附属資料32ページ、新旧対照表を御覧ください。

吉富町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

吉富町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中、「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条中、「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

改正の理由といたしましては、子ども・子育て支援法第72条から第76条までが削られ、第77条以降が5条ずつ繰り上がるための改正となっております。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するというものでございます。

なお、今回の改正につきましては、法律の改正に伴うもののみでありまして、町独自の改正はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

本案に対して、質疑はございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 吉富町子ども・子育て会議条例の一部改正条例ですけど、説明のとおり法改正ということなので、いわゆる条文内容の変更だけということではよかったんですね。先ほど言われたように、町独自はないと言われたんですけど。

ちょっと一点確認したいんですけど、この法が変わったことによって、この子ども・子育て会議などの運営の方法とか、内容が何か変わるとか、そういうことは特段ないんですね。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 今回、令和5年4月1日以降は、こども家庭庁が本体となりますので、町の内容が変わるということはありません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号吉富町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第9号 吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第9、議案第9号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 議案書29ページをお願いいたします。

吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）及び（令和4年厚生労働省令第175号）、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和4年厚生労働省令第167号）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第52号）が改正されたことに伴うものです。

主な改正点といたしましては、厚生労働省から内閣府への移管に伴う主務大臣の変更、児童の安全の確保に関する計画の策定等の義務化、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定の追加、懲戒権に関する規定の削除、内閣府での特区小規模保育事業の連携施設への位置づけに伴う用語整理となっております。

それでは、内容の説明を行います。

議案書30ページをお願いいたします。併せて附属資料の33ページ、新旧対照表を御覧ください。

吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

詳細を新旧対照表のほうで説明いたします。

第7条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号の次に」及び「第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次」を「次に」、「行う者」を「行う施設」に改める。

改正の理由といたしましては、国が定める基準に関しまして、国家戦略特別区域小規模保育事業を加える改正がっておりますが、吉富町においては認定をされていないため条例に規定はしていませんが、それと併せて改正された用語に対応するため改正するものです。

34ページをお願いいたします。

第8条に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）についてです。

今回、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に、児童の安全に関する計画の策定がないことから、今回新たに追加するものです。

35ページをお願いいたします。

(自動車を運行する場合の所在の確認)です。

これにつきましても、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正があったため、今回改正するものです。これは、乳児が事故等で亡くなったことに伴い、保育園、家庭的事業所については規定を加えるというふうになっております。

36ページをお願いします。

第11条中、「するときは、」の次に、「その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に、保育所等における保育と児童発達支援における支援を一体的に実施する保育を可能とするための設備、人員基準の緩和の例外規定が設けられたため、改正された用語整理に対するため、改正するものです。

次に、第14条を次のとおり改める。第14条は削除。

民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、国が定める基準からも懲戒権関係規定を削除する改正があったため、今回改正するものです。

第15条第2項中、「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

国が定める家庭的保育事業等の基準から、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化に係る改正があったため、今回改正するものです。

37ページをお願いいたします。

第26条中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

こども家庭庁設置法の施行により、厚生労働省から内閣府への所掌事務の移管があり、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準から主務大臣を変更する改正があったため、改正するものです。

議案書に戻っていただきたいのですが、31ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1項、この条例は令和5年4月1日から施行する。第2項、改正後の第8条の3第2項の規定の運用については、家庭的保育事業等において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する措置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこ

れを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎の目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて、利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に、ブザー等の装備すべき安全装置の導入が困難である場合についての経過措置が設けられたため、基準省令に準じて改正するものです。

なお、今回の改正につきましては、法律の改正に伴うもののみでありまして、町独自の改正はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対し、御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回は、よくテレビ、ニュースで言われるバスの中に子供を乗せたまま、降ろすときに確認をしていなくて、中で熱中症で亡くなったという悲惨な事故があったものに伴うものだと思うんです。

吉富町の場合は、たしか送迎とかいうのをやっていないので、吉富町にとってはこの部分に関して別に何の変更はなかったということではよかったですね。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

吉富町は、認可保育所、認可外については、バスの送迎等を行っておりませんので、町で該当する案件はございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 最後の衛生管理の第15条に、今後、感染症及び食中毒の予防及び、訓練ってあるんです。訓練ってどういうものを想定されるのか。食中毒の訓練って何があるの。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） これにつきましては、国の基準がこういうふうになっていますので、何が訓練というのは、ちょっと町のほうでも把握しておりません。あくまでも国の改正に伴って、これに準じてうちのほうも改正で上げております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 第14条の削除の理由がよく聞こえなかったんですけど、もう一度お願いします。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

民法及び児童福祉法における懲戒権による規定が今回削除されております。

それに伴い、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準からも、懲戒権がございますので、その規定を削除するという事になっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 民法と児童福祉法で削除された理由っていうのは何か分かりますか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 申し訳ございません。今現在、手元に資料がございませんので、また調べてお答えいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10. 議案第10号 吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第10、議案第10号吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議案といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） それでは、御説明いたします。

議案書 32 ページをお願いいたします。

吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係法令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 23 号）及び（令和 4 年内閣府令第 65 号）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の整備に関する法律（令和 2 年法律第 41 号）が改正されたことに伴うものです。

主な改正点といたしましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令改正による項ずれの対応、内閣府令での特区小規模保育事業の連携施設への位置づけに伴う用語整理、厚生労働省から内閣府への移管に伴う主務大臣の変更、懲戒権に関する規定の削除となっております。

それでは、内容の説明を行います。

議案書 33 ページをお願いいたします。併せて、附属資料 38 ページ、新旧対照表を御覧ください。

吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

詳細を新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表 38 ページです。

第 2 条 23 号中、「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める。

子ども・子育て支援法の地域型保育事業を行う者に対する事業所所在地市町村以外の市町村による確認を不要とする改正に伴う項ずれに対応するための改正です。

第 4 条 2 項ただし書中、「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中、「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

これにつきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法が改正され、第 19 条第 2 項が削られたことによる項ずれに対応するため改正するものです。

39 ページをお願いいたします。

第 6 条第 2 項中につきましても、第 19 条第 2 項が改正されたことによる条例の改正と、町条例第 2 条第 9 号で教育・保育給付認定と定義しているため、用語の整理をするために改正するものです。

40ページをお願いいたします。

これにつきましても、法改正による項の改正となっております。

第8条につきましても、法改正による項の改正となっております。

41ページをお願いいたします。

第13条につきましても、法改正による項の改正となっております。

43ページをお願いいたします。

第15条第1項第3号中、「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

こども家庭庁設置法の施行に伴い、学校教育法が改正されたことによる項ずれに対応するため改正するものです。

また、同様に、厚生労働省から内閣府への所掌事務の移管があり、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準から、国務大臣を変更する改正があったため改正するものです。

第20条につきましても、法改正による項の改正となっております。

44ページをお願いいたします。

第26条を次のとおり改める。第26条は削除。

先ほどと同様、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準からも懲戒権関係規定を削除する改正があったため、改正するものです。

第35条につきましても、法改正による項の改正となっております。

46ページをお願いいたします。

第36条につきましても、法改正による項の改正となっております。

47ページをお願いいたします。

第37条につきましても、法改正による項の改正となっております。

48ページをお願いいたします。

第39条中、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「同じ。))」を「同じ。))」に改める。法改正による項の改正と文言の変更となっております。

49ページをお願いします。

第42条第4項中、「次の」の次に「各号」を加え、同項第1号中、「第3項」の次に「(同法附則第73条第1項の規定により、読み替えて適用する場合を含む)」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に、国家戦略特別区域小規模保育事

業を加える改正等があり、吉富町は国家戦略特別区域に認定されておりましたが、条例に規定していませんし、併せて改正された用語整理に対応するため改正するものです。

50ページをお願いいたします。

第44条中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

子ども家庭庁設置法の施行により、厚生労働省から内閣府への所掌事務の移行と移管があり、主務大臣を変更する改正があったため改正するものです。

第51条につきましては、法改正による項の改正と、最後のほう、「保護者を除く。）」を「保護者を除く。）」に改める文言の変更となっております。

52ページをお願いいたします。

法改正による項の改正と、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に準じて、基準省令に沿う内容とするための文言の追加となっております。

議案書に戻っていただきたいのですが、35ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

なお、今回の改正につきましても、法律の改正に伴うもののみでありまして、町独自の改正はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。議案第10号吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第11、議案第11号 吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第11、議案第11号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 御説明いたします。

議案書 36 ページをお願いいたします。

吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）が改正されたため、町の条例においても改正するものです。

主な改正点といたしましては、安全計画の策定等の義務化、自動車を運行する場合の所在の確認、業務継続計画の策定などの努力義務化、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化となっております。

それでは、内容の説明を行います。

議案書 37 ページをお願いいたします。併せて、附属資料 55 ページ、新旧対照表を御覧ください。

吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

詳細を新旧対照表で御説明いたします。新旧対照表 55 ページです。

第 6 条に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）につきましては、令和 4 年、通常国会における児童福祉法の一部を改正する法律案の審議において、放課後児童健全育成事業所についても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、現行、安全計画の策定に係る規定が存在しないため、安全計画の義務化に対応するための改正を行うものです。56 ページをお願いいたします。

（自動車を運行する場合の所在の確認）です。

第 6 条の 3 といたしまして、今回改正が新たに追加されるものです。理由といたしましては、令和 4 年 9 月に認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという事案が発生しております。この事案を受け、自治体が条例で放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるに際し、従わなければならない国の基準について、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加えることによる改正を行うものです。

続きまして、第 12 条に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）です。

第 12 条の 2 といたしまして、今回、業務計画の策定等につきましては、法改正により、計画内容の職員間の共有や体制確保、定期的な訓練や研修、保護者への説明の実施などにより、その

実効性を確保させることによる改正を行うものです。

第13条第2項中、「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施する」に改める。

理由といたしましては、同じく、法改正により、感染症予防及びまん延防止に必要な措置の明確化に対応する必要があるため、この改正を行うものです。

次に、議案書に戻っていただきたいのですが、38ページをお願いいたします。

附則といたしまして、（施行期日）、第1項、この条例は令和5年4月1日から施行する。（安全計画の策定に係る経過措置）、第2項といたしまして、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の運用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とするとなっております。

なお、今回の改正につきましては法律の改正に伴うもののみでありまして、町独自の改正はございません。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して、御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回の放課後児童健全育成事業の条例、先ほどの家庭的保育事業のときと同じように、国の法改正によって安全計画の策定が義務化されたという話で、つくるとはいいんですが、それは先ほども聞いて分かったので、この安全計画の策定ということは、何か書類かなんかにして提出せな悪い形になるんですね。

もう一つは、吉富町の場合は1か所しかないんですけど、それ以外に民間がありますよね、何箇所か。やっぱり民間ももちろん提出の義務化になるわけですよね。そこを教えてください。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

県に対して安全計画を策定して提出するようになります。それは、もう家庭的保育ということで、今のところ町のほうでは把握しておりませんが、民間でもしやっているようであれば、その分も提出することが義務づけられるようになってくるようになります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） この条例の改正にありますけど、うちは放課後児童を業務委託して

いますよね。それで、この条例の改正による町としての管理義務とか、そういうところが大きく変わるところはあるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 町といたしまして、今シダックスさんと業務委託をしております。その中で、シダックスさんから業務管理の安全計画等が出てきたやつを町で審議して、県のほうに提出というふうになります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号吉富町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12、議案第12号 吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第12、議案第12号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 議案書の39ページ及び40ページ、附属資料の58ページをお願いします。

議案第12号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部が改正され、令和5年4月1日から、障害福祉サービスに適用される居住地特例の対象施設に介護保険施設等が盛り込まれる改正に伴う本条例の一部を改正するものです。

議案書40ページ、附属資料の58ページ、新旧対照表をお願いします。

吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中、「設置する施設」の次に「、老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設（介護保険特定施設）、同条第25項に規定する介護保険施設」を、「入所」の次に「等」を加える。

議案書40ページです。

附則。この条例は令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第13号 吉富町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（是石 利彦君） 日程第13、議案第13号吉富町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 議案書の41ページ及び42ページ、附属資料は59ページをお願いします。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額が改正され

たこと及び令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、新型インフルエンザ等感染症に該当しない5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について、令和5年5月7日をもって国の財政支援が終了することに併せ、本町の傷病手当金の支給について終了させるため、本条例の一部を改正するものです。

議案書42ページです。

吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

吉富町国民健康保険条例の一部改正。

第1条、吉富町国民健康保険条例（昭和34年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中、「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正。

第2条、吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第15号）の一部を次のように改正する。附則中、附則で定める日を「令和5年5月7日」に改める。

附則。（施行期日）。1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。吉富町国民健康保険条例の一部改正に伴う（経過措置）。2、令和5年3月31日以前に出生した被保険者に係る吉富町国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して、御質疑ありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今回の法改正によって、一時金が40万8,000円から48万8,000円に上がって、大変上がることはいいことだと思うんです。よくテレビ、ニュースで聞くと、地域によっては多分違うと思うんですけど、今までは実際40万8,000円で足りない人がかなりいたということで上げたという話だったんですけど、吉富町の場合、大体どれくらいかかっているかというのは、平均とかそういうものは分かる。対象とする病院が少ないんで、もし分かるようであれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） その点については、ちょっと町のほうでは分かりかねます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号吉富町国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。再開は13時といたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

.....

日程第14. 議案第14号 令和4年度吉富町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第14、議案第14号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第14号は、本日の質疑は省略し、予算決算委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号令和4年度吉富町一般会計補正予算（第11号）については、本日の質疑は省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

.....

日程第15. 議案第15号 令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

について

○議長（是石 利彦君） 日程第15、議案第15号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ、事項別明細書、総括歳入5ページ、同じく総括歳出、次に、歳入6ページ、7ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 6款2項の1目で5節出産育児一時金と繰入金、これも減額が280から196万円、7割減なんですね。ちょっとここの説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） お答えします。

令和5年2月末時点での出産育児一時金の支給の実績が1件でございました。よって、残り2件分を確保した上で、残る部分を減額したものです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 8款3項1目の1節、第三者傷害による納付金、これ内容があったら、ちょっと分かれば教えてください。件数。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） お答えします。

件数についてですね、毎月1万円ずつの分割納付がございますので、掛ける月数が件数になるかと思います。それプラス1件、たしかございましたので、件数で言うと全体的に13件になる見込みです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 8ページ終わりましたかね。じゃあ8ページ。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。9ページ、10ページ、11ページ、12ページまで、歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第15号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号令和4年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第16．議案第16号 令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第16、議案第16号令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ、事項別明細書、総括歳入5ページ、同じく総括歳出、次に、歳入6ページ、歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出7ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 2款1項1目の18節負担金補助及び交付金で、この時期に負担金が200万円ほど、ちょっと増額補正されているんですが、この理由をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 負担金の増額については、後期高齢者医療広域連合の算定によるものですが、結果的に、この内容については、前年度の歳入等の一部を納付金として納付するものであったりとか、そういったところが負担金の要素として組み込まれているものです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 特別に何か吉富町が、何かこう、ちょっと今年、かかる人が多かったとか、そういう理由ではないんですね。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 基本的な部分については、年度当初に負担金として設計されたものの中で運営して、精算する必要性がある部分については精算して納付するという、事務費の執行残だったりとかいう部分をお返しするという流れです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに、歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号令和4年度吉富町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第17号 令和4年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）につい

て

○議長（是石 利彦君） 日程第17、議案第17号令和4年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ、事項別明細書、総括歳入5ページ、同じく総括歳出、次に歳入6ページ、7ページ、歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出8ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） かなりの額が増額されていますけれども、状況の説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 当初予算では、条例に基づき、最大限、貸出しができる人数等を計上しております。ここにおいて、実際には、本年度につきましては867万6,000円、こちらの貸付金が確定しております。

しかし、歳入歳出の予算金額を調整するために、最終的に1,649万7,000円の減額、合計で1,716万3,000円の予算計上となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号令和4年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）については、総務文教委員会に付託いたします。

日程第18. 議案第18号 令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第18、議案第18号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算書1ページ、補正予算実施計画収益的収入及び支出2ページ、資本的収入及び支出3ページ、予定貸借対照表4ページ、5ページ、補正予算明細書、収益的収入及び支出6ページ、資本的収入及び支出7ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 支出で工事請負費が減額になってはいますが、今期、特に積雪が今年はとて多くて、厳寒にあったわけですけど、水道管が凍っているとか何かそういう事故が、何かそういう工事費に絡んで、何かそういう町の対応とか何かこう、状況、今回のそれに関しての説明があったらお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今期の冬の凍結対策についてという御質問ですので、1月の寒波では10年ぶりの大寒波ということでしたので、住民の皆さんに対して、ホームページや防災無線やdボタン等を利用して、事前に事前にということ防寒対策を皆さんに呼びかけをいたしました。

実は、私も今、こちらに、手元に自分のダイアリーがあるんですが、1月の24日の午後から急激に気温が下がり始めまして、午後は一気に氷点下まで下がったということがありました。そ

のまま氷点下が翌日25日の昼ぐらいまで続き、25日の午後でしたか、急に晴れ間が出て、気温が上昇したと同時に排水量が一気に急上昇いたしました。

これは凍結による水道管の破裂が起こったということで、すぐさま判断をいたしまして、事前に準備をしておりました対策のとおり、課員で行動をとりました。その事前に準備をしておいたというのは、これまでの経験から、一番、水道管が破裂して水が出ているものを気づかないというのは、水道は基本料を払いながら空けたままになっているのですが、そこに人が住んでいない家庭、いわゆる仏壇があるからとかそういったことで、基本料払っているけど水道は空けたままになって人は住んでいない、そういった家庭で漏水が起こりますと、誰も気づいてくれる人がいないということで、まずここを止めることが私たちは先決だということで、いつも考えています。

これまでの経験から、そういった準備を今回は事前におきまして、それでひとつのマップ化といいますか、誰でも応援をしたときに、そういったところが回れるというような準備をしておりました。これをもちまして、まず町内に、その日は25日でしたか、午後出まして、日暮れまでに約40件程度の水道管の破裂して漏水しているところを、こちらのほうで止めさせていただいて、その日の夜も、これは凍結の場合は、一般家庭とか企業とか事業所とか関係なく水回りが凍ってしまいますので、その日も、とにかく翌日の朝まで夜を徹して、町内をくまなく回りました。

そして、やっぱりそれから数件、大口のところも漏水を止め、何とかそこで、浄水場の、一時はですね、一時は浄水場の水を作る能力を上回るような水が排水されておりましたので、配水棟のタンクの水が空になるというのも、もう時間の問題というような状況ではありました。ただ、そういったことで翌日の朝までに、そういった漏水を止めてもらったということで、浄水能力の方が少し上回ってきましたので、そういう状況なら全面断水などするようなことはないというようなことを判断いたしまして、その次の朝を迎えました。

それで、26日の木曜日でしたが、この日は朝から町内の一斉点検をやるということで、上下水道課課員と水道の経験者の職員数名に、一緒に表に出て、現場に出てくださいまして、この日も140件程度でしたか、漏水をしているところを見つけまして、その家へ訪問したときに、水道の工事屋さんの名簿であるとかそういったものをお持ちして、修理をお願いしてくださいねという対応をさせていただきました。

今回は、そういったことで、町内全ての家庭を回ってみると、住民の方が非常に防寒対策をいただいていたというのが非常に印象に残りました。防寒対策、メーターボックスの中に、いろんな布を入れてくれたりとか、そういったことを非常に多く見かけましたので、今回の寒波を無事に乗り切れたのは、住民の皆さんの側の協力もあってのことということで非常に感じまし

た。これは、この場を借りてでも、住民の皆さんにお礼を言いたいと思っております。本当にそういうことで、私どもだけでなく町民のそういった行動があったから、吉富町は今回、断水とか、時間給水とか、そういったことをせずに、この寒波が無事に乗り切れたかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。7ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第18号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号令和4年度吉富町水道事業会計補正予算（第6号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第19. 議案第19号 令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第19、議案第19号令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

補正予算書1ページ、補正予算実施計画、収益的収入及び支出2ページ、資本的収入及び支出3ページ、予定貸借対照表4ページ、5ページ、補正予算明細書、収益的収入及び支出6ページ、7ページ、資本的収入及び支出8ページまで。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 8ページで、都市計画及び事業計画変更分の委託料、これが当初予算で、たしか1,437万円で上がったと思うんで、これが減額になっているので、この減額の説明と、この計画変更に伴って、何件か、たしかこれ、田畑を民地へ変更とか何かそういう説明だったと思うんですけど、何件とか分かる範囲内で説明があればお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今、議員さん言われましたとおり、この都市計画及び事業計画変更業務につきましては、下水道計画に、現在まで農地であったところが転用されて宅地化されたところを下水道計画に取り込んでいくと、そういった作業でございました。

まず、減額補正の理由なんですけど、これは入札執行残によるというものです。また、入札の詳しい経緯につきましては、担当部局のほうにならうかとございますが、私ども、これを考えるに、今回の事業計画変更業務というのは、物品の購入等はなく、技術者の人件費によって、こういった計画というのは、製本といたしますか、つくり上げることができるというようなことから、こういった形で金額、請負金額が下回っても業務遂行が可能であったらうというふうに分析しております。

今回の業務では、先ほども申し上げましたように、前回の下水道の都市計画変更をつくったとき、それ以降ですね、現在まで農地が転用されて住宅地になった、ここでちょっと面積を集計しておりますが、5万9,766平方メートル、もう一度申し上げます。5万9,766平方メートル。約6ヘクタールですね、この面積を、下水道の都市計画に含めまして、下水道事業計画変更では、先ほどのこの6ヘクタールと、今後、下水道を整備していく予定にしておる37ヘクタールですね。先ほどの6ヘクタールを含めたところの37ヘクタール。主に、幸子上や、今吉上、別府、界木とか、これまで下水道が、まだ工事が行われていないところを下水道事業計画区域に含むというものです。

これによりまして、町内の下水道事業計画区域は、最終的には238ヘクタールということになりまして、これが、これまで下水道事業が目標としてきた、おおむねの、その完成の面積というものになります。ですから、今回のこの変更計画を受けて、いよいよ最終的な面整備工事に着手をしていると、そういった段階になっているということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第19号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号令和4年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第20. 議案第20号 令和5年度吉富町一般会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第20、議案第20号令和5年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号令和5年度吉富町一般会計予

算については、本日は、予算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号令和5年度吉富町一般会計予算については、本日は、予算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

執行部から、ページを追って、順次、説明を求めます。

それでは、予算書の1ページ、9ページ、第2表、債務負担行為、10ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 10ページ、地方債でございます。

まず、1番目の起債の目的、臨時財政対策債、限度額1,000万円でございます。対前年で3,000万円の減でございます。地方の財源不足を補うものとして毎年発行されるもので、元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入をされます。令和元年度の地方財政計画で大幅に削減をされたことから、本町においても減額を見込んでおります。

その下、公共事業等債、限度額240万円でございます。国庫補助事業の財源として起債をするものです。補助対象事業費から国庫補助金を除いた町負担分に充当可能で、充当率は90%、そのうち40%が財源対策債分として元利償還金の50%が交付税措置をされるものになります。令和5年度は、道路更新防災対策事業分として起債をするものでございます。

次に、公営住宅建設事業債、限度額5,260万円でございます。幸子団地の外壁等改修工事の財源として起債をするものです。国庫補助金を除いた町負担分に充当が可能で、充当率は100%、交付税措置はございません。

最後に、地方道路等整備事業債、限度額920万円でございます。市町村が単独事業として実施をする道路整備事業の財源として起債をするものでございます。充当率は90%で、交付税措置はありません。令和5年度も、前年度に引き続き、福岡県の景観整備事業の町負担分の財源とするものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 歳入、13ページ、14ページ、15ページ。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 14ページ、1款町税に占める割合の高い町民税と固定資産税について説明いたします。

1項町民税です。町税全体の41.3%の割合を占めており、前年度比800万円増額の3億190万1,000円を計上しております。

1目個人町民税は、2億7,090万円の計上です。前年課税分では、令和4年度実績から納税義務者を均等割で3,200人、所得割で2,900人と想定し、300万円の増額を見込んで

おります。

2目法人町民税は500万円の増額で3,100万1,000円の計上です。均等割では、1号から9号法人を130社と想定し、法人税割では、令和4年度の実績において、コロナ前の水準に戻りつつあることから増額を見込んでおります。

2項固定資産税です。町税全体の50.4%の割合を占めており、前年度比670万円減額の3億6,837万2,000円の予算計上をしております。

2目固定資産税は3億6,700万円の計上です。現年課税分は、課税標準額261億7,100万円に税率1.4%を乗じ、3億6,600万円を計上しております。課税標準額の内訳は、土地が54億3,150万円、建物は141億5,560万円、償却資産は70億3,930万円、このうち新築家屋軽減が4億5,540万円です。土地建物は、農地から宅地等への地目変更や新築家屋が増えていることなどから課税標準額も増加しておりますが、償却資産は減価償却により課税標準額が減少しているため、全体的に減額となっております。

令和4年度の新築家屋につきましては、専用住宅が24棟、その他が11棟で、令和3年度と比較して8棟増えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 15ページ、16ページ、17ページ、18ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 18ページ、1款1項1目地方交付税で、1節普通交付税11億5,000万円でございます。令和4年度の交付実績及び令和5年度の国の地方財政計画における伸び率等を考慮しまして、対前年で9,000万円の増額で予算計上をさせていただいております。

以上でになります。

○議長（是石 利彦君） 19ページ、20ページ、21ページ、22ページ、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 30ページ、17款1項寄附金、2目ふるさと吉富まちづくり応援寄附金で5,000万円でございます。対前年で342万2,000円の増額で、前年度の福岡銀行さんからのセルフ収納機導入に係る企業版ふるさと納税の減額分の影響を除きますと1,000万円の増額となります。

この1,000万円は、前年度の返礼品伴うふるさと納税の実績が増加傾向にあることや、歳出においてプロモーションを強化するための予算を計上させていただいていることなどを踏まえまして、令和5年度の寄附金の受入目標を引き上げたことに伴う増額でございます。

以上でございます。

すみません、引き続き30ページをお願いいたします。18款1項1目基金繰入金、1節財政調整基金繰入金2億3,700万円でございます。予算上の財源不足を補うものとして毎年計上しているもので、対前年度比で1,770万円の増額となっております。物価高騰や福祉関連事業費の増加、し尿処理の豊前市との共同処理に伴う支出など、今年度は特殊な財政需要が多く生じていることもありまして、予算上の財源不足額がやや増加している状況となっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 31ページ、32ページ、33ページ、34ページ。

続いて歳出、35ページ、36ページ、37ページ、38ページ、39ページ、40ページ、41ページ、42ページ、43ページ、44ページ、45ページ、46ページ、47ページ、48ページ、49ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 50ページに地方創生推進交付金の関連事業がございますので、一緒に説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） はい、どうぞ。

○地域振興課長（軍神 宏充君） ありがとうございます。

国の地方創生推進交付金、補助率2分の1を活用する事業といたしまして、3つの事業を計上しております。

1つ目に、14目まち・ひと・しごと創生事業費の12節委託料、一番目の交流マルシェ企画運営業務委託料、2つ目に、その4つ下の特産品開発事業委託料、そして3つ目に、50ページの18節女子集客のまちづくり活性化促進事業推進助成金を予算計上しております。

1つ目の交流マルシェ企画運営業務委託料は、徐々に自主運営に切り替えていくことを目的に、令和4年度の予算額500万円から200万円減額の300万円を計上し、3回の開催を計画しております。昨年の漁港開催も大変好評でしたので、来年度もさらなる水産振興及び交流人口の増加につなげていきたいと考えております。そして、広大な山国川河川敷を有効活用した大規模なキッチンカーの出店、また、小さなお子様も遊べるせせらぎ水路、潮止の魚やドッグランで自然や動物との触れ合いを満喫し、すばらしい環境を残していくためにも、このイベントを通じて福岡ワンヘルスを推進してまいります。

そして駅前では、「県境をこえて電車でハロウィン」のイベントも、町長の働きかけにより、今年度は6市町に拡大いたしましたので、引き続きJRや他市町と連携した取組を行ってまいります。

2つ目の特産品開発事業委託料300万円は、今年度開発を支援いたしましたイカやベタの一夜干しなど、町の強みとなる水産物を中心に、ふるさと納税の返礼品や町のPRとして活用できる特産品の開発を目指します。

最後に3つ目の女子集客のまちづくり活性化促進事業推進助成金300万円は、まちづくり会社が行う町の活性化事業に対する助成金で、交流マルシェの自走化や特産品の開発販売、また県と共同で行っている神楽など伝統文化や地域資源を活用した旅行商品の創生を中心に進めてまいります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 51ページ、52ページ、53ページ、54ページ。住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 54ページと55ページについても関連ですので一緒によろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） はい、どうぞ。

○住民課長（石丸 順子君） こちらに計上しておりますコンビニ交付サービスの予算について御説明をさせていただきます。

本年1月18日から開始をしております住民票と印鑑証明のコンビニ交付に必要な予算といたしまして、11節にコンビニ交付手数料23万4,000円、12節一番下にコンビニ交付サービス運用保守管理委託料99万円、55ページ、13節に自治体基盤クラウドシステム使用料36万円、18節一番下に証明書交付センター運営負担金34万6,000円の計193万円を計上しております。

11節の交付手数料は、証明書の交付数1枚当たり117円をコンビニ事業者に、12節の運用保守管理委託料は、本庁側の連携サーバーの不具合やバージョンアップ対応、運用の支援等の保守について委託事業者に、13節のクラウドシステム使用料は1枚当たり180円を地方公共団体システム機構に、18節の交付センター運営負担金は地方公共団体システム機構に、自治体の規模に応じて、それぞれ支払うものでございます。

なお、本町は国が推奨するクラウド化によるコンビニ交付の導入期限、令和4年度までに導入を行いましたので、運用経費について2分の1の特別交付税措置が令和6年度まで受けられます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 56ページ、57ページ、58ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 2款4項4目町長議員選挙費としまして、総額で1,195万3,000円を計上しております。4月23日に執行されます町長、町議会議員選挙に要する経費でございます。昨年、条例を制定させていただきました選挙公営に関する経費について、58ページの18節に、選挙公営費負担金として587万円を、今回初めて計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 59ページ、60ページ、61ページ、62ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 予算書62ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費、19節扶助費です。62ページ、63ページに係るものです。前年度比較1,823万9,000円増額の2億6,624万9,000円で予算計上です。

増額の事業については中ほど、地域生活支援事業費は129万2,000円増額の624万1,000円です。移動支援事業等日常生活用具給付事業等の増額、新設します地域生活支援拠点事業などが増額の理由となっています。移動支援事業は、外出が困難な障害者及び障害児の自立と社会活動への参加の移動支援サービス費、日常生活用具給付等事業は、紙おむつやストマ用具の利用者に伴う支援費となります。共に利用者の増加が要因となります。

次に、新設する地域生活支援拠点等事業は、障害者の重度化や高齢化、親を亡くした後などを見据え、住み慣れた地域で生活支援する体制づくりの事業として、豊築地区で連携して新たに取組むもので、新設する予算は、緊急時の受入れに要する費用でございます。

63ページになります。障害児通所支援事業費は1,244万7,000円増額の7,399万9,000円を予算計上しております。児童発達支援事業で237万6,000円、放課後等デイサービス事業で991万2,000円の増額が主な要因で、共に利用者の増加によるところですが、幼児期からの保育所等への巡回相談、就学後の教育支援や相談事業など支援が必要な家庭への早い段階での対応等も増加に起因するものと考えられるところです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 63ページ、よろしいですね。64ページ、65ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 3款1項3目老人福祉費、12節委託料のうち、一番上の高齢者福祉計画策定業務委託料についてです。令和2年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施という新たな制度が開始しております。後期高齢者広域連合と市町村が協力し、高齢者の健康維持や介護予防に努める新たな仕組みづくりとなります。

このように、高齢社会をめぐる重要課題に対して基本的な政策目標を定め、老人福祉法及び介護保険法では、令和6年度から3年間の計画期間における高齢者施策、介護保険の見込みについて現状を踏まえ、見直すことを行っており、令和5年度が計画策定の対象年度となります。地域課題における調査を踏まえ、計画を策定するもので、業務委託料366万3,000円を計上しているところです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 65ページ、66ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 3款1項3目18節負担金補助及び交付金のうち、後期高齢者医療給付費負担金についてです。前年度比較で805万5,000円増額の9,625万8,000円を計上しております。

算定の根拠としましては、福岡県全体の医療費算定額7,469億4,188万3,000円を各市町村の医療費伸び率や被保険者数から算出された額の1か月分が各市町村の負担金となる運用です。本町の負担総額11億5,509万6,000円の1か月分、9,625万8,000円の計上となります。

令和4年10月から健康保険法等の一部改正による窓口負担1割から2割に変更されたように、団塊の世代の方々が後期高齢者医療への加入が令和7年度まで継続的に続くということが想定されております。高齢化や医療の高度化、高額化の状況から負担金の増高が今後も続くものと考えられております。

以上で終わります。

○議長（是石 利彦君） 67ページ、68ページ、69ページ、70ページ、71ページ、72ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 3款2項1目18節負担金補助及び交付金の上から4番目です。

○議長（是石 利彦君） ちょっとマイクをお願いします。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） すいません。3款2項1目18節負担金補助及び交付金の上から4番目、私立保育所給食支援費補助金です。172万5,000円につきましては、福岡県が令和5年度も引き続き検討しています物価高騰対策として、保育所に給食費としてかかる費用の一部を支援する事業となっております。補助につきましては、県費が2分の1となっております。

その下の、障害児保育事業補助金450万円です。国より障害児保育推進に取り組むよう通知があり、障害児2名に対しまして保育士1名の配置を基準とするため、配置した場合の人件費等の補助となっております。補助につきましては、児童1人当たり150万9,000円を地方交付税として措置をされます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 73ページ、74ページ、75ページ、76ページ、77ページ、78ページ、79ページ、80ページ、81ページ、82ページ。住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 82ページ、4款1項4目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金の一番上です。吉富町外1町環境衛生事務組合負担金に1,286万7,000円を計上しております。前年度から1,827万円を減となっております。令和5年4月1日から、し尿等の豊前市外二町清掃施設組合での共同処理が開始されることに伴い、前年度と比較して人件費と、し尿処理場管理費が大幅に減となったことが、その要因です。

なお、令和5年度には、新たなし尿等の受入れは行いませんが、令和5年3月末までに受入れ

をしたし尿等の処分を行う必要がございますので、約3か月間のし尿等の処理の予算が、ここに含まれております。

また、その後の施設の処分に着手をすることになりますが、その関連予算については、組合の持つ基金が充当されるため負担金の額には含まれてはおりません。

また、新たなし尿等の共同処理については、その2つ下の豊前市外二町清掃施設組合負担金と一番下のし尿処理施設建設費負担金を新たに計上しておりますが、一般会計予算の概要の23ページに記載しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 83ページ、84ページ。住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 84ページ、4款2項1目清掃総務費、18節負担金補助及び交付金です。上から2つ目の豊前市外二町清掃施設組合負担金に前年度と同額の7,412万1,000円を計上しております。ごみ処理の豊前市、上毛町との共同処理を行うものでございます。吉富町外1町環境衛生事務組合の職員2人が採用されることによる職員人件費の増、電気代や燃料費の価格高騰等を要因とする歳出予算の増加を、歳入の金属価格上昇による資源物売払額の増や財政調整基金の繰入れを行うことによって、負担金は前年度と同月に維持をされております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 85ページ、86ページ、87ページ、88ページ、89ページ、90ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 5目農地費、18節の一番下の多面的機能支払交付金95万円でございます。これは、農業従事者の高齢化や人手不足により農地や水路、ため池などの管理が困難になっている状況において、国の交付金を活用し、地域が共同で維持管理を行うことで耕作放棄地の減少や農業施設の長寿命化を図り、将来も安心して農業を行える環境づくりを図るものです。

活動エリアは、生産組合長など各地区の代表者から申出のあった4地区31ヘクタールを、150名の参加者が、水路の草刈りや土砂の撤去などに取り組むものとなっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 91ページ、92ページ、93ページ、94ページ、95ページ、96ページ、97ページ、98ページ、99ページ、100ページ、101ページ、102ページ、103ページ、104ページ、105ページ、106ページ、107ページ、108ページ、109ページ、110ページ。教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 110ページに続きまして、111ページにも説明箇所があります

ので続けて説明してよろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） はい、続けてどうぞ。

○教務課長（小原 弘光君） まず、110ページ、10款2項1目学校管理費、12節委託料の一番最後、学校用グループウェア導入委託料33万円です。教職員の業務を効率化させるための学校用グループウェアシステム導入費であります。

令和2年度に通知表の作成と指導要領の作成をサポートする校務支援システムを導入しています。今回は、特定のプラットフォームで教職員がデータ共有を行うためのシステムを導入したいと考えております。利用を考えている機能は、出勤・退勤時間の打刻管理を行う機能、業務連絡を一斉に行うための掲示板機能、自他のスケジュール確認を行うスケジュール管理機能、教室や備品の予約機能、インターネットを介さずに教職員間のデータ送信を行うメッセージ機能であります。

なお、111ページの13節使用料及び賃借料の一番最後に、学校用グループウェア使用料13万2,000円を計上しております。こちらは1年間のソフト使用料となっております。

続きまして、111ページ、17節備品購入費、学校備品255万7,000円であります。うち118万8,000円につきましては、タブレット端末の充電用ACアダプター360個の購入費となっております。

現在、自宅学習でタブレットが活用できるようにタブレットの持ち帰りを認めておりますが、次の日の授業で充電された状態にするため教室にある保管庫に備えつけの充電用ACアダプターを随時取り外して自宅で充電をするようにしております。しかし、本来取り外しを想定しないようになっており、取り付け取り外しが面倒なため、徹底ができておりません。そのため、持ち帰り用のACアダプターを全児童に配布したいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 112ページ、113ページ、114ページ、115ページ、116ページ、117ページ、118ページ、119ページ、120ページ、121ページ、122ページ、123ページ、124ページ、債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについて、前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書等に関する調書、125ページ、126ページ、127ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書、128ページ、給与費明細書、129ページ、130ページ、131ページ、132ページ、133ページ、134ページ、135ページ、136ページ、137ページまで。説明漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） ありませんね。以上で、議案第20号の執行部からの説明を終わります。

日程第21. 議案第21号 令和5年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

○議長（是石 利彦君） 次に、日程第21、議案第21号令和5年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これからページを追って、質疑に入ります。

予算書1ページ、歳入2ページ、3ページ、よろしいですか。歳出4ページ、5ページ、6ページ、事項別明細書、総括歳入7ページ、同じく総括歳出、歳入8ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 1款1項1目で、ここで1節から6節までずっとあるんですが、これは収納率ね、ここが上に書いてくれているとおり、上から順に95%、95%、94%、16%、22%、20%とあるんですが、これ以前は、ずっと、たしかこれ数字が違っていたんですよね。今回変わった理由を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 徴収率の変更についてでございますが、令和3年度以降の徴収率の実績におきまして、医療給付費分、現年課税分になりますが、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分につきましては、96.5%から97.9%と前年より高い水準で徴収率が推移しておりますので、より実情に即した予算編成をするために徴収率の変更を行っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 補足で御説明しますが、令和4年度の令和4年4月現在の被保険者数、加入被保険者数なんですが、1,388人でした。令和5年2月末現在で1,267人です。この間、121人が減少している状況です。これは、団塊の世代の方々が後期高齢者に移行するというのが大きく影響しておるところです。

国保特会の国保税の算定に当たっては、なかなか数字の算定するのが困難な状況でございます。実際の算定する金額の根拠となる部分ですが、1人当たり算定額というのがございます。1人当たり算定額を5万6,117円と設定し、先ほどの令和5年2月時点の見込み被保険者数というのを、一旦、1,265人前後で算定させていただいております。これが全体的な算定するときの7,884万4,406円の根拠となる数字となります。

この間、年度の中で、先ほどお示ししたとおり、年間で100人程度の減少が見込まれるところがございますので、一旦、調定額の収納率については、先ほど税務課長の発言にありましたように、徴収率が高まっている状況もあるんですが、実際のところ、どの段階が平均的なその保険税の算定額というのは、なかなか難しい状態でもございますので、一旦、5万6,117円の1,200人程度を見込んだ算定値が医療給付費の予算計上額となります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、人数、1,267人だったんですけど、世帯数と、それからその1,267人のうちの18歳未満の数、あと暫定保険証と資格証明書が出ていれば、その数をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 数値的な部分については、世帯数は、令和4年4月時点で896世帯であったものが、令和5年2月時点では837世帯、59世帯が減少しております。ここは単独世帯というところも背景にございますので、なかなか数値的なところを求めるのが難しい状況でございます。

加入者の割合についてですが、大まかなところでよろしいですかね。ゼロ歳から19歳までの医療ベースでしか、ちょっと計算根拠がなかなか難しいので、ゼロ歳から19歳までであると、110人というところを想定しております。未就学児、就学児の数量については、手元の資料がございませんので後ほどお答えします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今現在でいいですので、短期保険証の交付の世帯数と資格証明書が出ていればその辺をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 短期保険証で運用している世帯数については今把握できませんが、もう一つの資格証明書については給付がございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今ちょっと同僚議員が1,200名という被保険者の人数言ったけど、たしかさっき説明で1,388名と僕は聞いたけど、どうなるんかね。2月末現在でいいです。何名か分かれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 令和4年4月時点では1,388人が、令和5年2月時点で1,267人となります。

この間、算定したときの基礎数値の取扱いについてはなかなか数字として表すものの根拠が難しいので、対象被保険者数の数字の前後があらうかと思いますが、大まかな目安としては先ほど申し上げましたとおり、1,200人程度を令和5年度中の被保険者数として想定しているもの

です。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 9ページ、10ページ、11ページ、12ページ。

歳入全般について御質疑ありませんか。（「12ページ」と呼ぶ者あり）12ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 8款3項1目の第三者納付金、これが今回またこちらの先ほどと同じように減額になっているので、これも何か理由があるならちょっと教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 背景としましては、1万円ずつの分割納付の方が年度中で完結するところが大きな要因です。たしか6か月分ぐらいで完了する見通しです。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 歳入全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。

13ページ、14ページ、15ページ、16ページ……（「16ページ」と呼ぶ者あり）16ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 2款2項1目の18節で一般被保険者高額療養費、これがもう年々ずっと上がってきているんですよね。令和2年が6,940万、令和3年が7,665万4,000円、令和4年が7,547万5,000円と。今回とうとう8,357万4,000円と。大きく増加していく理由というのが、何か背景とかそういうのが分かればちょっと教えてください。あと、対策と。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 関連するところで、2款1項1目の1節一般被保険者療養給付費も含めて御説明いたします。

1人当たり医療費として42万1,650円の加入被保険者平均1,215人での粗い試算になるわけですが、現在1人当たり医療費の推移として、令和2年では48万8,316円、令和3年は49万9,434円、令和4年の2月末までの9か月間の1人当たり月額医療費では4万6,915円となります。

これが、12か月で算定しますと、これも粗い試算にはなるんですけど、56万2,980円となります。

加入被保険者数も、4月時点から2月までに大きく減少するということもございます。団塊の世代の方々の高齢者移行等もあるんで、医療費については前年の現時点での医療費相当額と同

等額を予算計上しているというところです。

高額医療費についても同様の取扱いとさせていただいておるんですが、高額療養費については被保険者数の減少の傾向とは関係ないところで、精神疾患での入院、がん、糖尿病重症化による透析や脳疾患、長期的かつ継続で高額な医療費が発生する事案など件数や金額ともに高い状況が続くことから、現時点での高額医療費と同等額を計上しております。

実際、町としては国保連合会から保健師1人を派遣していただいております、特定健診における保健指導等に対応している状況であります。保健指導の内容について、重症化のおそれのある方については、国保連合会より先ほどの保健師の派遣以外に、そういった重症化のおそれのある方に対して個別の訪問指導、訪問相談等を行ってもらうような手配も令和5年後で行っているところでもあります。

実際、そのほかでありますと、例えばかなり服用であったりとか、重複服用であったりとか様々な、いわゆる薬ですね、そういったところの分野での課題も残っておりますので、こういった部分については広報等で医療費通知の折にそういった高額化している国保について改めてそれぞれの保険者に考えていただくような内容での通知も同封しているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 17ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 2款4項1目の負担金でこの出産育児一時金、これが前回から減額となっているんですけど、これ今まで1件42万円でたしか計算しているというふうに以前から聞いたんですけど、これ42万円でいうと何件分ですか。計算が合わん。ちょっと教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 算定の根拠ですが、午前中の改正の中で48万8,000円というところが40万8,000円から変わるわけなんですけど、産科補償というところは1万2,000円のまま継続して運用されるということから、42万円から50万円に変更されるというところです。

400万円の根拠としているのは、今年度が対象案件が1件、前年度が2件でありましたので、一旦8世帯分を想定した予算計上としております。当然ながら、必要に応じて補正が必要であれば補正対応をすることでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 18ページ、19ページ、20ページ、21ページ、22ページまで。

歳出全般について御質疑はございませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど、執行部の説明の中で国保連合会から保健師が派遣されて

いるということなんですけど、これは本町のその医療費があまりにも高いので、国保連合会のほうがそういう指導というか、そういう感じで、そういうシステムがあるんですか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 国保連合会の事業の中で、ヘルスアップ事業というのがございます。この一環で保健師を任用する費用について負担していただいているというところであります。

その背景には、おっしゃられるように医療費の高額化というところが取り組まなければならない要因であることは認識しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、給与費明細書、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページ、31ページ。

次に、保険給付費に係る内訳明細書、32ページ、33ページまで。

以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第21号は、福祉産業建設委員会に付託いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 暫時休憩いたします。この議場の時計で2時20分。

午後2時11分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

.....

日程第22、議案第22号 令和5年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第22、議案第22号令和5年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。歳入、2ページ。歳出、3ページ。次に4ページ、事項別明細書総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入、6ページ、7ページ……（「6ページいいですかね」と呼ぶ者あり）6ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 1款1項1目、1節の、さっき人数のほうはお聞きしたので、補正予算で。これでちょっと1点僕確認させてほしかったんですけど、これ75歳以上が加入じゃないですか。中には会社員の人とかもおると思うんですよ。それって町のほうで分かるんですか。会社員の場合もこの特会のほうに入るんですか。たしか会社は別やなかったかなと思ったんですけど。そこ分かれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 基本的なところでいきますと、75歳年齢到達の方全ての方が後期高齢者に加入することになります。それ以外の75歳未満の方というところの加入者については、公費医療の関係で65歳到達したと同時に公費医療の支給をやめるか、後期高齢者に残ったままで公費医療の受給を改めて開始するかという選択が2つございます。

令和4年の加入被保険者については、1,104人という方が全被保険者数です。このうち、75歳未満の方が27名、75歳以上の方が1,077名でございます。誕生日と同時に後期高齢者医療に加入するという制度であります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 7ページ、8ページ。

歳入全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。9ページ、10ページ、11ページまで。

歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの国保のところ、1人当たり医療費が出てきたんですけど、この後期高齢者の状況はどのくらいで、これはどうなっているんでしょうか。推移というか、福岡県の中でやっぱり高いほうになっているんですか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（別府 真二君） 国民健康保険のように、即時の医療費の状況というのを把握するのがなかなか難しい状況です。吉富町の、例えば先ほどの例に取ったように、令和4年12月までの診療分がどのくらいなのかというのを把握するのはなかなか難しい状況です。

とはいえ、算定するに当たって根拠となるものとしては、令和3年の1人当たり医療費というのは決算のときにでも報告したかどうかちょっと忘れておりますが、1人当たり医療費として105万7,838円です。福岡県が、特保それから後期医療も全国的にも高い県となっております。

ただ、県内でいきますと吉富町は全60市町村中57番目、下から3番目というところの1人当たり医療費という状況であります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号令和5年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第23. 議案第23号 令和5年度吉富町奨学金特別会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第23、議案第23号令和5年度吉富町奨学金特別会計予算について議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。次に4ページ、事項別明細書総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に歳入6ページ、7ページ、8ページ。

歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。9ページ。

歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、総務文教委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号令和5年度吉富町奨学金特別会計予算については、総務文教委員会に付託することに決しました。

日程第24. 議案第24号 令和5年度吉富町水道事業会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第24、議案第24号令和5年度吉富町水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

予算書1ページ、2ページ。重要な会計方針に係る事項に関する注記、3ページ。予算実施計画、収益的収入及び支出、4ページ。5ページ、資本的収入及び支出。予定キャッシュ・フロー計算書、6ページ。給与費明細書、7ページ、8ページ、9ページ。債務負担行為に関する調書、10ページ、11ページ。予定貸借対照表、12ページ、13ページ。予定貸借対照表（前年度分）、14ページ、15ページ。予定損益計算書（前年度分）、16ページ。

次に、予算明細書、収益的収入及び支出、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ。資本的収入及び支出、21ページまで。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 資本的収入及び支出の支出の分で、配水管拡張工事と配水管布設工事というような、ちょっとかなり増額になっているのでこの説明、多分附属資料の地図のほうのことかなと思うんですけど、そこの説明と。

あと、もう1個です。送配水管拡張工事、この中津豊前線というのがあるんで、ちょっとこの説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今、議員さんがおっしゃられました附属資料を御覧頂きたいと思えますが、附属資料の64ページにございます。64ページに、資料ナンバー4ということで吉富町水道事業会計予算、令和5年度水道工事計画図ということで掲載をさせていただいております。

まず、予算の配水管の拡張工事につきましては1番になります。そして、図面の2番、3番、4番というのが、これが下水道工事に伴うところの水道管の布設替えになります。

それから、5番というのが送配水管拡張工事ということになります。県道中津豊前線で行う工

事ということになります。この5番の送配水管拡張工事につきまして、これは例年掲載がなくて今回初めてこの4条予算のほうに計上させていただいたわけなんですけど、これは現在行っております水道施設の統配合事業の一環であります。様々なリスクを回避するために、幸子浄水場から、皆さん御存じの天仲寺山の山頂の2つの配水塔、あそこに直接水を送水することによって途中のポンプ施設をもう経由しなくて、随分と古い施設になっておりますし、台風等の停電があるときにはそこに発電機を準備しなければいけないという、そういったリスクを抱えております。

そういったことをスリム化ということで、水道施設のスマート化・スリム化を図る上で、今回この県道に新しく送水管を布設しましてあの2つの配水塔から全町に給水することを可能にするための配水管もその同じ掘削の箇所にも同時布設しようと思っております。

そして、幸子浄水場ができて、その後以前駐在所があったちょうど付近です、以前駐在所がありましてそれからさやの小児科のほうに向かってくる県道の部分にも下水道工事のときに布設替えをしました送水管が、現在今使っている送水管があるんですけど、この送水管をも廃止して、無駄にすることなく今度はそれを送水管から配水管に切り替えて有効利用しようとするよう、今そういった計画を持っております。

この令和5年度にそういった主なところを布設替えをいたしますと、幸子浄水場から直接配水池のほうに水を送り上げ、そこから全町に給水をするということによって、水道が始まったときのその当時は中津市のほうから水を一旦受けて残留塩素の調節をして配水池の方にポンプアップをしておりましたが、そういったポンプ施設であるとか、水槽であるとか、そういった古くなったところをも廃止をしようと考えております。

そういったことで、今後のランニングコストや維持管理費の削減を図ろうと、そういった一連の工事であります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号令和5年度吉富町水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第25. 議案第25号 令和5年度吉富町下水道事業会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第25、議案第25号令和5年度吉富町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

これから、質疑に入ります。

予算書1ページ、2ページ。重要な会計方針に係る事項に関する注記、3ページ。予算実施計画、収益的収入及び支出、4ページ。5ページ、資本的収入及び支出。予定キャッシュ・フロー計算書、6ページ。給与費明細書、7ページ、8ページ、9ページ。債務負担行為に関する調書、10ページ、11ページ。予定貸借対照表、12ページ、13ページ。予定貸借対照表（前年度分）、14ページ、15ページ。予定損益計算書（前年度分）16ページ。

次に、予算明細書、収益的収入及び支出17ページ、18ページ、19ページ、20ページ。
山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 19ページ、18節修繕費に処理場の修繕費って今回上がっているんですが、これが今までより高いので、何かトラブルか何かあったのかこの説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） すみません、今19ページの7目総係費の修繕費ですかね。

○議員（5番 山本 定生君） そうそう。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 47万6,000円ですね。

○議員（5番 山本 定生君） 違う違う。一番上の18節の処理場の。

○上下水道課長（奥家 照彦君） そっちですね。すみません、ありがとうございました。ちょっとお待ちください。議長、すみません。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） すみませんでした。

この3目処理場費の18節の修正費です。

これは、現在吉富クリーンセンターで汚水処理をするときに、最終的に沈殿物が出るわけなんですけど、沈殿物をクリーンセンター、いわゆるし尿処理場から排出をするときに、水分をある程度絞って土のような状況にして運び出す事業をしております。

これを、多重板スクリーンプレスということで、その機械の中である程度ぎゅっと水分を絞ってから搬出しているんですが、処理場建設当時のものを今現在使っているんですが、少し水漏れがあつてなかなかうまく絞れておりません。

これを、いろいろ取替えについても検討してみたんですが、取替えとなるとかなりの費用がかかるということで、修繕、オーバーホールですね、そういったことが利くというようなメーカーさんのほうの話ができておりますので、今回その多重板スクリーンプレスという脱水器、これを

修理をしようというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 20ページ。資本的収入及び支出、21ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 21ページ、資本的収入及び支出の支出の分、こちらに1款1項1目の24節委託料の面整備管渠詳細設計委託料、この説明と、1個抜かしてその下の汚水処理構想見直し業務委託料、それとあとその下の補償金の浄水場施設補償費、これ絡みでちょっとすみません、説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、面整備管渠詳細設計委託料ということから説明をさせていただきます。

先ほどの附属資料の一番最後の66ページをお願いいたします。

附属資料の最後のページに、資料ナンバー6ということで吉富町下水道事業会計予算の令和5年度下水道管渠詳細設計業務委託計画図ということで上げております。ここに、①、②ということで主に幸子上区の集落であるとか、別府のほうの集落のところを詳細設計をかけて、いよいよこういった地区に今後下水道の面整備工事が進んでいく、その前段の詳細設計ということで今回計上をさせていただいております。

こういった詳細設計を行いまして、今後この詳細設計が終わった部分を2年ないし3年かけて下水道管の面整備工事を実施していくという計画でございます。

続きまして、御質問の汚水処理構想見直し業務ということでございます。950万円の予算を計上させていただきました。これは、おおむね10年に1回ということで国のほうの2分の1の補助を受けながら行う汚水処理構想の見直し業務なんですけど、前は平成27年度に策定をしております。

現在、福岡県内の公共下水道事業を行っている市町において、この令和5年度に一斉にこの見直し業務がかかっています。そういった各市町が作った汚水処理構想、いわゆる、作ったといいますか、これも以前からあるんですけど、見直したその計画を集約をして福岡県の下水道の汚水処理構想というものも同時に見直されると、そういった調査であります。それで、950万円の計上をさせていただきました。

それから、33節の補償金です。2,630万円ということで計上させております。これは、例年に比べると少し金額が上昇しております。上水道事業と下水道事業ということで現在事業を進めておりますが、下水道工事を行うときに既存の水道管をどうしても引き上げなければならないということがありまして、それぞれ水道事業も下水道事業も公営企業ということで、下水道管について一つの財産です。そういったところを下水道工事でやむなく撤去をしてしまう場合、そ

ここに新しい水道本管を布設するには費用がかかります。

そういったところを、下水道事業のほうから補償として入れていただいて、そういったところを来年に水道事業が経営していると。水道の本管を新しいものに入れ替えているということになります。

こういったことで、今昨今言われております水道管の老朽化というのが全国で問題になっておりますけれども、幸いにして吉富町はこういうふうに水道事業と下水道事業のほうでこういう補償金等のやり取りをしながら、新しい水道管の布設替えを順次行ってきました。ということで、老朽管の心配も吉富町の水道事業においてはさほど心配がないというようなことが言えますので、これは費用は非常にかかってきましたが、現在まで水道事業にとっては非常にいい布設替えが進んでおるといふふうに判断をしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上、予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号令和5年度吉富町下水道事業会計予算については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第26、議案第26号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（是石 利彦君） 日程第26、議案第26号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議案書55ページを御覧ください。

固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので同意を求める。

住所、吉富町大字小犬丸388番地1、氏名、赤尾肇一、昭和32年3月7日生まれ。

前委員の友田博文氏が昨年御逝去されたことにより欠員が生じておりました固定資産評価審査委員会委員に赤尾肇一氏を選任させていただきたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

赤尾さんは現在65歳で、大阪産業大学工学部を御卒業後、吉富町役場に入庁されました。長

年にわたり建設課で勤務され、様々な公共施設の整備や土地に関する業務に携わってこられました。

平成17年には建設課長に就任し、以降産業建設課長、税務課長、上下水道課長を歴任し、平成29年に定年退職。その後も昨年度まで再任用職員として建設課で主に土地に関する業務に携わってこられました。

退職後は、すぐに地元の喜連島上区の自治会長として地域のために御尽力をされています。

大変実直な人柄であり、責任感が強い方で、土地や建物に関する知識も申し分なく、また税務課長として固定資産の評価に関する知識や経験も持ち合わせており、また残る2人の委員が税理士と民間の不動産業の経営者であり、委員会の委員構成の面でも行政職員のOBである赤尾氏は委員として適任者であると考えております。

なお、任期途中であった前委員の補欠委員としての選任であり、任期につきましては法の規定により前委員の任期までとされておりますので、今回の選任に伴う任期は令和6年6月20日までの約1年3か月となります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。
以上です。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対・賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

以上で、執行部から提案された本日の議事日程は全て終了しました。執行部は退席されて結構です。

[執行部退席]

日程第27. 請願第1号 国に対し消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出
に関する請願

○議長（是石 利彦君） 日程第27、請願第1号国に対し消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

紹介議員に請願書の要旨の説明を求めます。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと分かりにくい制度なので、書いてきましたので、それを読み上げて説明させていただきます。

インボイス制度とは、正式名称を適格請求書等保存方式と言い、仕入れ税額控除受けるための新しい制度のことです。

内容は、消費税課税業者は国に消費税、預かり消費税を国に納付する際、仕入れにかかった消費税を控除することができます。

これまでは、仕入れ先の業者が課税業者であろうと免税業者であろうと10%の消費税を控除できていました。ところが、インボイス制度が導入されると、控除する際に仕入れ業者から適格請求書を得なければならなくなります。この適格請求書に、課税業者にだけ与えられる登録番号や消費税の額が記載されています。これに基づいて控除するわけです。

免税業者は登録番号もなく、この適格請求書を発行することができません。となれば、仕入れようとする業者は税負担を少しでも払取するために免税業者から仕入れなくなるでしょう。免税業者は仕事が少なくなり、売上げが減少することを覚悟するのか、それとも年間1,000万円以下の売上げの中から今は免税されている10%の消費税を支払うことを覚悟して課税業者となるのか迫られるわけです。

どちらにせよ、非常に困難な状況に陥ることになります。こういう状況の中で、こういう請願が出されたものと理解しております。

この対象となるのは、免税業者であるところの個人事業主、小規模な事業者、フリーランス、身近で言えばシルバーの方とか、それから個人タクシーの方なんかもそうじゃないかなと思っています。

昨日です。母子家庭の若いお母さんから、その方は子供育てながら宅配でメール便みたいなものを配ることをしているんですけど、1か月によくて9万円ぐらいしかならない売上げですけど、彼女もこれの個人事業主になるので該当するから困っているという話がありました。

こういう状況です。よろしく検討していただきますようお願いいたします。

一応中止ということになってはいますが、今この制度のことを分らない人がかなりいるんですね、対象者であっても。それで、中止ということをやっていますけれども、仮に中止が無理ならば、取りあえず延期ということでもいいかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本請願に対して御質疑ありませんか。（「ここで質疑するの」と呼ぶ者あり）お答えできます。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） この間から1点だけ僕これ聞きたかったんですけど、これ表題が中止を求める意見書となっているのを、例えばこちらで勝手に延期とかいう感じで、これが捉えていいものかなと思って。その場合はどうなるんですか。そしたら作り変えるちゅうこと。これが書き換えるということ。中止なら絶対無理だと。延期でもいいですというんやけど、ちょっとその理屈がわからない。

○議長（是石 利彦君） 紹介議員、岸本さん、どうぞ。

○議員（8番 岸本加代子君） それは、中止を求めるようになってはいますが、請願者の意向によって延期ということも可能じゃないかなと思います。

○議長（是石 利彦君） 山本さんが今言われた……

○議員（8番 岸本加代子君） 昔、そんなことがたしかあったような気がするんですけど。

○議長（是石 利彦君） いや、そうじゃなくて、山本さんが言うのはこの……

○議員（8番 岸本加代子君） 法律的にどうかちょっと分かりませんが……

○議長（是石 利彦君） 請願書が変わるんじゃないですかと。変わったなら、一旦取り下げて、もう一度。

○議員（8番 岸本加代子君） そうですね。もう1回してもらいましょう。

○議長（是石 利彦君） 書き直したほうがいいんじゃないでしょうかちゅうことなんですけど。

○議員（8番 岸本加代子君） その準備はできているかと思えます。

○議長（是石 利彦君） どうしましょうか。このまま採決します。

○議員（8番 岸本加代子君） 採決します。急いでいるかと思えます。

○議長（是石 利彦君） 中止を求めるようになりますよ。いいんですか、それで。

○議員（8番 岸本加代子君） 今やっているのは中止を求める請願ですよ。

それが、もしくは皆さんの議論の中で、中止はちょっとあれだけでも延期にということになれば、請願を出し替えてすることは議運にかけてすればいいかなと思うんですけども、無理ですかね。

私は、その、請願者のほうは……

○議長（是石 利彦君） 私ちょっと意見は言えませんが、今の質問はそういうことだったと思います。

○議員（8番 岸本加代子君） ですから、請願者のほうは中止が無理ならば延期でもいいという思いがあるので、そこら辺の事務的な手続が可能ならば、それもいいということです。

○議長（是石 利彦君） 山本議員、どうぞ。

○議員（5番 山本 定生君） ちょっと立場的に僕、議運の立場で言います。

これが駄目だから途中で変えますとかいうそういう理屈はちょっと合わないと思うんで、もしそれならば、例えば2通出して、中止と延期が2通出ていてどちらか採択してくださいというのは理屈合うと思うんですけど、これ駄目だからじゃあ実はこっちですとかいうの、これ同一会議の間にいわゆる、何かな（「一事」と呼ぶ者あり）一事不再議になってこれ絶対あり得ないと思うんですよ。そう思うんやけどね、違うんかな。

仮に、中止じゃ駄目ですよとします。じゃあ、もう一度請願を出し直しますと言っても、もう初日終わっていますから、議運にかけるといのは基本的にあり得ないので。まあその緊急動議か何かされるんなら別ですよ、動議権ありますから。

それ多分ないと思うんで、そうなると思議運のほうには諮れませんから、今期中にはこれは中止じゃなくて延期のほうが出ないということ、まずちょっと確認のために質問します。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 分かりました。じゃあ、中止ということでお願いします。

○議長（是石 利彦君） じゃあ、このままの採決でよろしいですか。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。

○議長（是石 利彦君） ほかに質問ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております請願第1号は、総務文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。請願第1号国に対し消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出に関する請願は、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 2 時55散会
